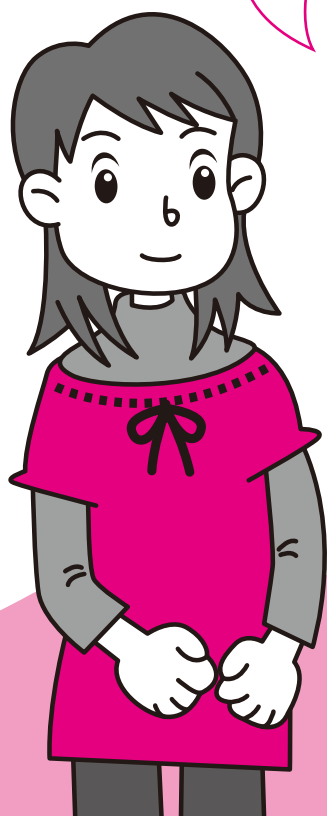


みんなで考えよう 子どもの権利!

～中学生版～

札幌市には、
「子どもの権利条例」
というきまりがあるんだよね。
子どもの権利について、
もっと知りたいな。

子どもが毎日を
生き生きと過ごし、
自分らしく伸び伸びと
成長できるように
どうしたらよいか、
みんなで考えましょう。



先生



札幌市子どもの権利条例

(正式名称: 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例)

札幌市では、子どもが毎日を幸せに過ごすことができるまちを目指し、
子どもの権利を大切にしていくためのきまり「子どもの権利条例」を定めています。

1年 組 名 前
2年 組
3年 組

～ 3年間使うので大切にしましょう ～

1 『子どもの権利』って何だろう？



権利とは…
 ある物事を自分の意思によって自由に行ったり、
 他人に要求したりすることのできる資格・能力。
 (出典「大辞泉」)

1.自分にはどんな権利があるのか考えてみよう。

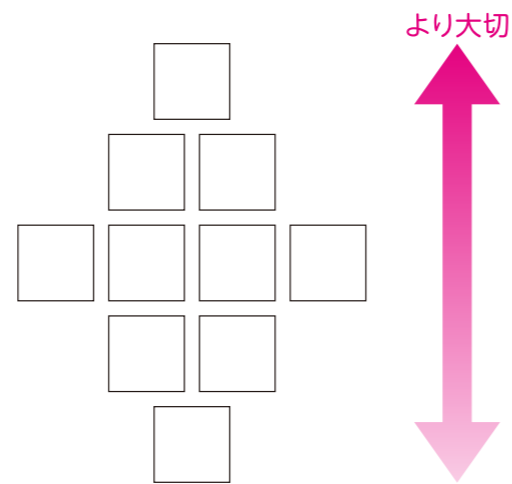
みんなにはどんな権利があるか、考えて書きましょう。

★日本国憲法では、人が生まれながらにもっている基本的人権(自由に生きることや差別されないこと、健康で文化的な生活を送ることなど、人間らしい生活をする権利)が保障されています。

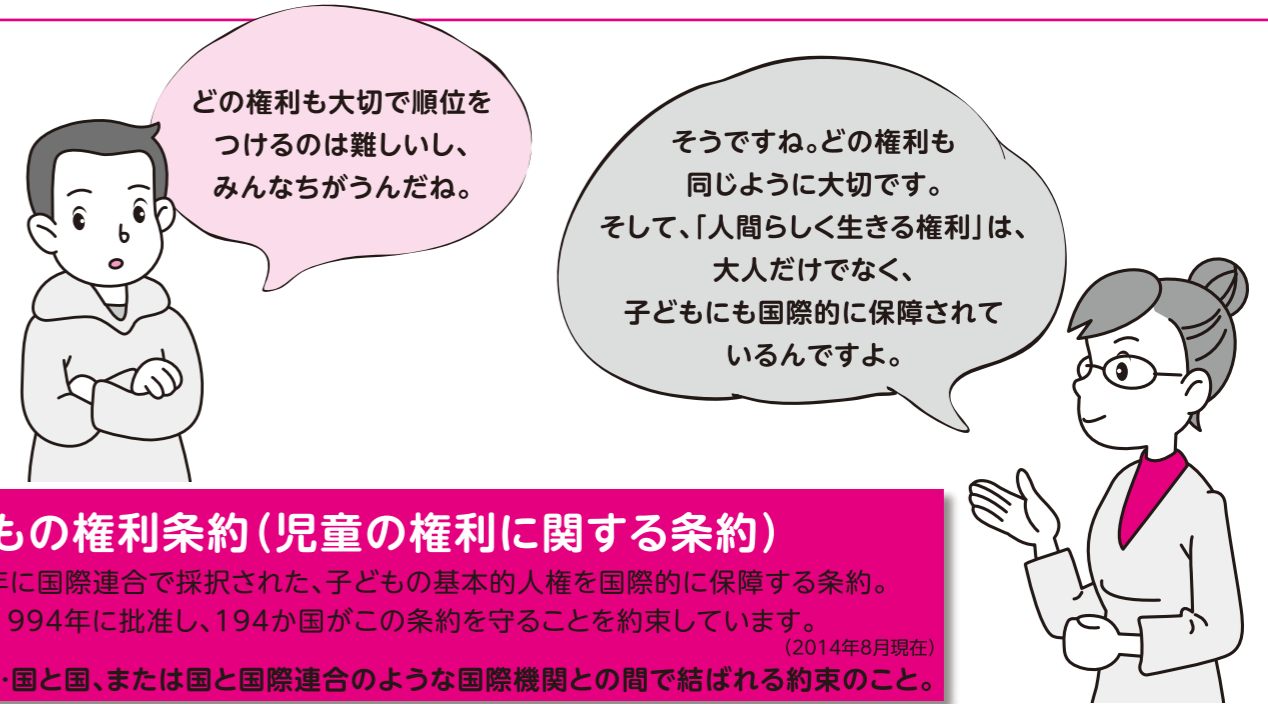
2.自分にとって大切な権利って何？

次の権利や自由を自分にとって大切だと思う順に並べましょう。
 また、なぜその順にしたのかをみんなで話し合ってみましょう。

- ア.好きなところに行くことができる。
- イ.自分の興味のあることを勉強する。
- ウ.好きな仕事に就くことができる。
- エ.どこかに閉じ込められたり、傷つけられたりしない。
- オ.裁判に訴えて問題を解決できる。
- カ.自由に宗教を信じることができる。
- キ.結婚相手を自分で選ぶことができる。
- ク.考えたことを自由に発表できる。
- ケ.インターネットなどで個人情報を勝手に公開されない。
- コ.きれいな環境で生活できる。



上のように順位をつけた理由を書きましょう。



子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

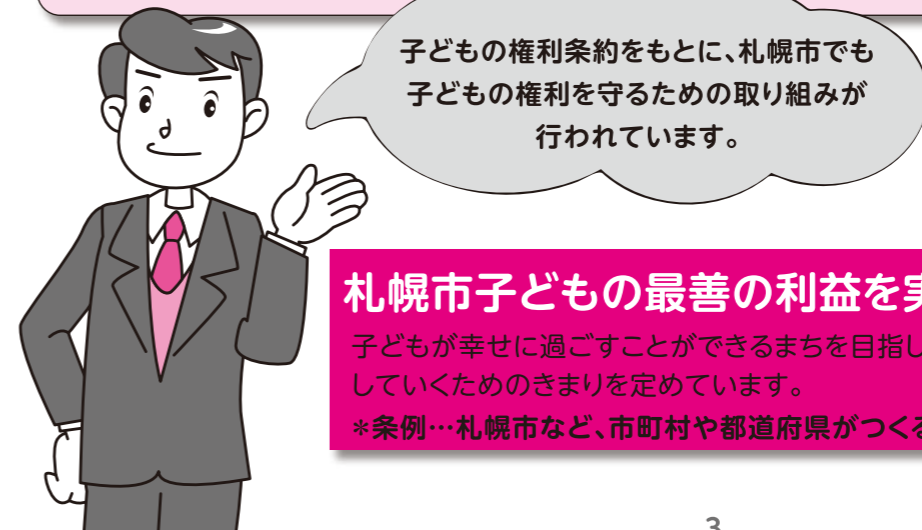
1989年に国際連合で採択された、子どもの基本的人権を国際的に保障する条約。
 日本は1994年に批准し、194か国がこの条約を守ることを約束しています。
(2014年8月現在)
 *条約…国と国、または国と国際連合のような国際機関との間で結ばれる約束のこと。

3.『子どもの権利条約』では、どのような権利が定められているか考えてみよう

次の□に当てはまる言葉を、次のア～エから選んで書きましょう。答えは最後のページにあります。

- ア.育つ イ.生きる ウ.守られる エ.参加する

<p>① 権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防げる病気などで命を失わないこと。 ・病気やけがをしたら治療を受けられること。 	<p>② 権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育を受け、休んだり遊んだりできること。 ・考えることや信じることの自由が守られ自分らしく育つことができること。
<p>③ 権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる種類の^{ぎゃくたい さくしゅ}虐待や搾取などから守られること。 ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること。 	<p>④ 権利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由に意見を表明したり、集まってグループをつくって自由な活動をしたりできること。



札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例

子どもが幸せに過ごすことができるまちを目指して、札幌市では子どもの権利を大切にしていけるためのきまりを定めています。
 *条例…札幌市など、市町村や都道府県がつくるきまりのこと。

2 『子どもの権利』は誰が守るの？

1. 札幌市の条例では子どもの権利をどのようにして守ると定めているの？

子どもの権利を守るのは大人の責務ですが、権利についてみんなに知ってもらうために札幌市がサポートをしています。また、子ども自身もお互いの権利を大切にすることが必要です。

子どもの権利ってどうやって守られるの？

大人の責務
大人は、子どもにかかわることを決めるとき、子どもにとって最も良いこと（最善の利益）は何かを判断します。
【条例第3条】

大人が子どもの最善の利益を判断するためには、子ども自身の意見や気持ちを受け止めたり、今の状況だけでなく、将来のことなども含めて考えたりすることが大切です。

子ども
子どもは、自分の権利が尊重されると同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。
【条例第7条】

札幌市
札幌市は、子どもの権利について正しく学び理解するための支援や権利の日を定めて市民の関心を高めます。
【条例第5条・第6条】

子ども…
条例では、生まれてから17歳までのすべての人を「子ども」と定めています。
ただし、18歳になっても、高校生などは「子ども」としています。

2. 権利を守るために何を？

子どもの権利を守るために「大人」「子ども同士」「札幌市(行政)」がそれぞれどんなことができるか、するべきか、考えて、具体的に書きましょう。

大人ができること (すべきこと)	
札幌市(行政)ができること(すべきこと)	

じゃあ、ぼくたちは権利を守るために何をすればいいの？

Q.次の中で子どもの権利として認められているものを選んでみましょう。

ア.自分が思ったことを表現する権利があるので、嫌いな人の悪口をいいふらした。
イ.いじめ、虐待、体罰から守られる権利があるので、困っていることを相談した。
ウ.遊ぶ権利があるので、公園のブランコをひとり占めして使った。
エ.仲間をつくり、集まる権利があるので、嫌な人を入れずにグループをつくった。
オ.健康的な生活を送る権利があるので、具合が悪い時に学校を休んだ。



A.

子どもの権利を守るために、みんなが大事にしなければならないこと(子ども同士でできること)を考えて具体的に書きましょう。

子どもができること (すべきこと)	
----------------------	--

自分のことばかり考えてしまうと、相手の権利を奪ってしまうことになるね。ぼくたちも自分の権利についてもっと考え、みんなの権利を大切に守っていかないとね。

3 子どもにはどんな権利があるの？

条例には、札幌の子どもにとって特に大切な21項目の権利が定められています。これらは、条例づくりに参加した小学生から高校生までの子どもたちの意見を参考にまとめられました。各ページに全ての項目が書いてあります。

1. 安心して生きる権利

札幌にも、いじめや虐待、体罰、差別などで苦しんでいる子どもがいます。どんな理由があっても、こうしたことは許されることではありません。

皆さんの身近に、いじめなどはありませんか？だれもが安心して生きるためには、お互いに相手を思いやる必要があります。相手の立場に立って、ものごとを考え、話したり行動したりすることが相手を思いやるということです。そのためには、よく話し合い、相手のことを理解することが大切です。

これは、社会全体で考えていく問題であると同時に、一人ひとりが考えていくことでもあるのではないのでしょうか。



あなたには、悩んだ時や命の危機にある時に、相談し、救ってもらえる権利があります。信頼して相談できる人や連絡先を知っておきましょう。くわしくは、14、15ページにのっています。

考えよう！

お互いの違いを認め尊重する社会をつくろう！

人には、障がいの有無、民族、国籍、性別、文化や宗教など、様々な違いがあります。ただ、残念ながら今も世界中で、こうした違いによって差別を受けたり、理由のない不利益を受けたりして苦しんでいる人々があります。私たちの暮らす日本でも、アイヌ民族や障がいのある人々などが差別を受け、裁判になっているものもあります。

条例では、子どもがそうした違いを理由に差別を受けることがなく、お互いの違いを認めて尊重し合う社会をつくることを目指しています。



① 条例では

安心して生きる権利

第8条

子どもは、安心して生きることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと。
- (2) 愛情を持つてはぐくまれること。
- (3) いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること。
- (4) 障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと。
- (5) 自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- (6) 気軽に相談し、適切な支援を受けること。

つらいときは、一人で悩まずに、相談してね。

元気がないね、どうしたの？



「安心して生きる権利」とピア・サポート

1. ピア・サポートとは

- ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「援助」という意味です。仲間とは、友だちだけではなく、同じクラスや同学年、上級生や下級生も「ピア」です。また、小学生にとっての中学生も「ピア」です。
- 悩んだり、困ったりした時に、身近な友だちに気軽に相談して助けってもらったり、逆に相談にのったり、そばで支えてあげたりすると、安心して生活を送れますね。

2. 友だちを支えるための2つのトレーニング

(1) 相手に気持ちを伝える話し方

相手の気持ちも、自分の気持ちも大切にすることをアサーションといいます。

友だちから、「用事があるので、放課後の係の仕事をかかわってほしい。」とたのまれました。あなたも用事があって急いで帰らなければなりません。あなたは、どうしますか？

Aタイプ～ 自分の意思をはっきり伝えた方がいいので、「無理!」ときっぱり断る。

Bタイプ～ 断わると相手が困るので、がまんして引き受ける。

Cタイプ～ 自分ができない理由を説明して、謝って断る。どうしたらよいかをいっしょに考え、提案する。

あなたはどのタイプに近いですか？

◎Aタイプは相手を、Bタイプは自分を大切にしていない断り方です。

◎Cタイプは、相手を傷つけないで、断ることができています。

☆相手も自分も大切に話す話し方を練習してみましょう!

私はタイプ



(2) 短所を長所にかえよう

短所を長所に変えて考えるなど、見方を変えることをリフレーミングといいます。

○3～4人のグループになり、短所を書いてお互いに見合しましょう。

○見た人は、相手の短所を長所にリフレーミングして返しましょう。

自分の気になる短所は…

例)おとなしい

長所にリフレーミングすると…

例)聞き上手、ひかえめ、思いやりがある…

☆友だちにはげましてもらおうと安心するね。

☆自分の言葉で、友だちが元気になるとうれしいね。

この活動を通して大切にしてほしいこと

仲間と良好な関係を築き、いじめのない学校生活を送ることは、「安心して生きる」ためには、とても大切なことです。この活動を通して、友だちを支え、支える心地よさを実感したことでしょ。そして、誰かが困っているときにそばにいて支えてあげられる人になってほしいと思います。それがお互いを認め、尊重する社会をつくることにつながっていきます。



2.自分らしく生きる権利

皆さんは、思いや感情を素直に表現できていますか?何かを大切に
する思いや、信じる心など、皆さん一人ひとりの考えや価値観は大切にさ
れなければなりません。皆さんがそれぞれもっている考えや価値観はと
ても尊いものです。それが、たとえ他の人と違っていても恥ずかしがる必
要はありません。皆さん一人ひとりの考えや価値観が他の人と違とき
こそ、その違いを互いに理解し合い尊重することが大切です。違っている
からといって、考えや価値観を変えさせようとしたりじゃましたりするこ
とは誰にもできないのです。

子どもはすべてかけがえのない存在です。自分の思いを言葉や音楽、
絵など、自分にあった方法で自由に表現してみましょう。その中で、“自分
らしさ=個性”を見つけ、自分らしさを大切に生活していきましょう。



考えよう!

自分らしく生きるってどういうこと?

自分らしく生きることは大切な権利ですが、自分の言葉や行動のすべてが、“自分らしさ=個性”として認められる
のでしょうか?

相手の気持ちを考えない言葉や行動は、ときには自分以外の人の心を傷つけることがあります。もしも、自分の言
葉や行動で、誰かががまんばかりしているとしたら、それは相手の自分らしさを奪っていることとなります。こうした
ことは、自分らしく生きる権利を実現しているのではなく、わがままを押し通して他人に迷惑をかけているのではな
いでしょうか?



答えをすぐに見つけることは、
難しいかもしれないけれど、
自分にとって大切なことは何かを考えると、
自分らしく生きることに繋がると思うな。



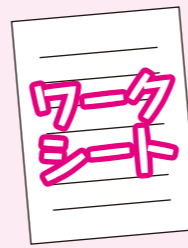
① 条例では

自分らしく生きる権利

第9条

子どもは、自分らしく生きることが
できます。そのためには、主に
次に掲げる権利が保障されなけ
ればなりません。

- (1) かけがえのない自分を大切に
すること。
- (2) 個性や他人との違いを認めら
れ、一人の人間として尊重さ
れること。
- (3) 自分が思ったこと、感じたこと
を自由に表現すること。
- (4) プライバシーが守られること。



「自分らしく生きる権利」と自己理解

“自分の知っている私と自分の知らない私”:自己理解を深めましょう

- 自分が知っている私と友だちから見た私のちがいを比較してみましょう。
“ちがいのちがひ”から、自己理解を深めましょう。

【自分の知っている私を三つ書いて、3人の友だちに見てもらいましょう】

※「その通り!」と思った友だちは○、「へえ~意外!」と思った友だちは☆を書き入れましょう

私は...

一人目《 》 二人目《 》 三人目《 》 ...という人です

私は...

一人目《 》 二人目《 》 三人目《 》 ...という人です

私は...

一人目《 》 二人目《 》 三人目《 》 ...という人です

【友だちから見た私のいいところをそれぞれ書いてもらいましょう】

さんは... 【一人目 氏名 〇】

...というところが素敵です

さんは... 【二人目 氏名 〇】

...というところが素敵です

さんは... 【三人目 氏名 〇】

...というところが素敵です

① この活動を通して大切にしてほしいこと

自分は知っているけれど友だちが知らない自分や、反対に、友だちは知っているけれど自分が知ら
ない自分。または、自分も友だちも両方が知っている自分、両方が知らない自分など、皆さんの心の中
には様々な自分が存在しています。この活動で、様々な自分を発見することでしょう。様々な自分を
知り、“自分らしさ”を自らつくり出すことが、自分らしく生きる権利につながります。



3.豊かに育つ権利

皆さんは、たくさんの方のことを学んだり、趣味などの好きなことに打ち込んだり、友だちと語り合ったりする時間はありますか？このような時間の中で様々な経験を通して心身ともに成長することができます。失敗することもあります。自分の夢に向かって多くのことにチャレンジし、経験を重ねることにより、自分で考え、判断する力が身に付いていきます。

子どもは、芸術、文化、スポーツに親しむことや、地球環境の問題、雪国札幌で暮らすための知恵など、子どもの成長に必要な様々なことを学ぶことも子どもの権利としてもっています。豊かに育つ経験をたくさん重ねていきましょう。



やってみよう!

自分の夢や可能性をひろげよう

皆さんは近い将来、21世紀の日本を支えていく人になります。様々な人と出会い、たくさんの方の経験を重ねる中で豊かに育っていくことを願っています。

豊かに育つ過程では、多種多様な価値観に触れることでしょうか。感動したり、葛藤かつとうしたり、多くの経験の中で、自分自身の価値観を確立していきます。自分の夢の実現や自分の可能性をひろげるためにも、芸術、文化、スポーツに触れてみたり、新たなことにチャレンジしたりする機会を大切にしましょう。



① 条例では

豊かに育つ権利

第10条

子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 学び、遊び、休息すること。
- (2) 健康的な生活を送ること。
- (3) 自分に関係することを、年齢や成長に応じて、適切な助言等の支援を受け、自分で決めること。
- (4) 夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること。
- (5) 様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと。
- (6) 札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと。
- (7) 地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること。



「豊かに育つ権利」と自分の夢

夢や希望、なりたい自分の姿について考え、自分の可能性をひろげましょう

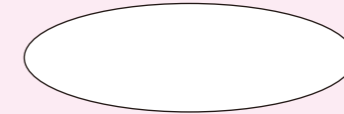
興味・関心のあることや、なりたい自分の姿を友だちと交流しましょう。友だちと交流する経験を通して、気が付かなかった自分や仲間の可能性がひろがっていきます。

イメージマップでひろげてみましょう

今、興味・関心のあることや、なりたい自分の姿を真ん中に書いて、そこからつながりを意識してひろげて書きましょう。



“美容師”のイメージマップ例



【なりたい自分の姿、将来の希望を書きましょう】

※夢は大きく、理想は高く!

【チャレンジしてみたいこと、できるようになりたいことを書きましょう】

※苦手なことでもOK!

① この活動を通して大切にしてほしいこと

興味や関心をもっていることは人それぞれ違いますが、なりたい自分の姿を描くことや将来の希望をもつことは皆さん一人ひとり大切にしたいことです。中学生の時期は、夢や希望をひろげながら、その夢に向かってチャレンジできる時期であると同時に、芸術、文化、スポーツ等に触れながら自分づくりをする時期でもあります。その経験を積むことが豊かに育つ権利につながります。



4. 参加する権利

子どもにも、意見を言うなど自分にかかわることに参加する権利があり、子どもだからという理由だけで制限されることはありません。

もちろん、子どもの将来や社会のきまりなどを考え、子どもの意見の通りにならない場合もあります。そのような場合、意見が認められない理由について大人と話し合い、理解を深めていくことが、みなさんの成長につながります。



① 条例では

参加する権利

第11条

子どもは、自分にかかわることに参加することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること。
- (2) 表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。
- (3) 適切な情報提供等の支援を受けること。
- (4) 仲間をつくり、集まること。

「立場がかわっても受け入れられることは何か」を考えると、みんなで決めたことはみんなで守っていくことが重要だよ。



まちづくりに参加しよう

札幌のまちづくりの主役である市民の一人として、子どもがまちづくりに参加することは大切なことです。札幌市は、子どもにも分かりやすいパンフレットをつくったり、子どもが意見を言う機会をつくったりして、まちづくりへの子どもの参加を支援しています。

札幌市子ども議会

札幌のまちづくりについて提案する子ども議会に小学生から高校生までが参加し、札幌市の仕事に関する様々なことについて、市の職員と話し合ったり、資料を調べたりして問題の解決方法を考え、札幌市に提案しています。



「参加する権利」と意見の表明

よりよい学校にするために

- 学級や生徒会でやってみたいこと
- 自分たちで考えたい決まり
- 困ったことやみんなで解決したいこと…

などはありませんか。

学級や生徒会で意見を表明してみましよう。皆さんには自分にかかわることに参加し、意見を表明する権利があります。

【例】

組織	話し合いたいこと・自分の意見
学級	当番活動の見直しをして、役割分担の仕方を改善していきたい。
生徒会	いじめのない学校づくりのためのスローガン作成を全校で取り組みたい。

組織	話し合いたいこと・自分の意見

みんなで話し合いをしてみよう

話し合い活動の進め方

問題点を見付け、みんなに伝える

改善に向けた意見の交換こうかんをする

多様な意見を生かしてまとめる

みんなの参加する権利や意見を表明する権利にはいりよ配慮しながら、「全体として」意見をまとめていきます。

みんなが意見を出し、参加しやすくするために配慮しよう

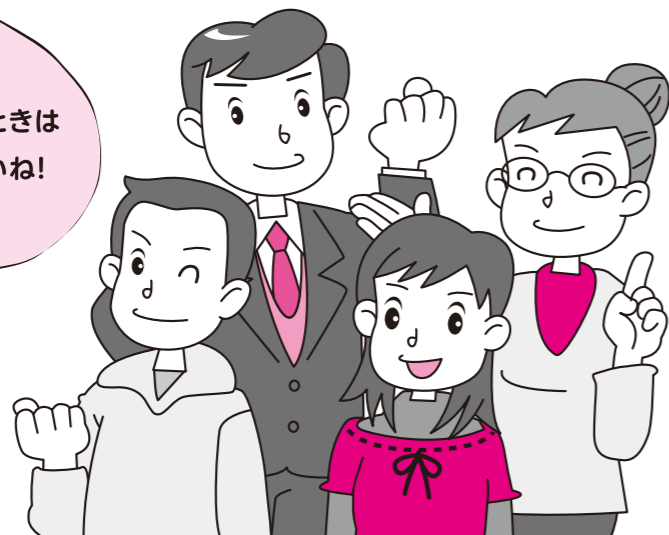
- 事前に考える機会をつくとよいでしょう。自分の考えをノートに記入したり、また、アンケートの結果を提示したりすることも有効です。
- 短冊や付せんを用意したり、司会者が指名して発言を引き出したりするなど、できるだけ多くの意見がでるような手立てを考えておきましょう。
- 小グループで話し合う時も、一人ひとりがしっかりと意見を言えるようお互いに気を配りましよう。

みんなが納得するまとめをするために

- 少数意見を大切に、それぞれの考えのよさを比べながら、じっくり話し合いましよう。
- 反対意見がある場合は、それを生かす方法はないか、みんなで考えましよう。
- 「効率的でよい方法か」「公正な内容か」「全員が合意できるか」をまとめるためのより所としましよう。
- まとめる時には、司会が全員に確認しながらまとめていくとよいでしょう。

4 困ったときは相談しよう!

気持ちがスッキリしないときは
だれ
誰かに話をするのがいいね!



誰かに話をすると、
楽しいことは倍になるし、
心配なことは
きっと半分になるよ!

学校のこと、家族のこと、友人のことなど、困ったときは、一人で悩まないで、周囲や身近な人に相談しましょう。

周囲や身近な人に相談しづらい場合は、いろいろな相談窓口があります。専門の人がいるので、安心して相談してください。

子どもの権利条例によって
できたところです

子どもアシストセンター (札幌市子どもの権利救済機関)

札幌市の「子どもの権利条例」では、権利が守られずに悩んでいる子どもを助けるために、**子どもアシストセンター**が皆さんからの相談を受けて、いろいろなお手伝いをするについて定めています。
子どもアシストセンターでは、皆さんが困っていることなど、どんなことでも相談を受けています。

くわしくは
右のページを
見てね!



他にも、こんな
相談窓口があります

その他の主な相談窓口

学校に相談しづらいことや、他の意見を聞きたいときなどには、次の窓口でも相談できます。

窓口の名前	例えばこんな時	受付時間	電話番号
いじめ電話相談 (札幌市教育委員会)	いじめ、学校に行きづらいなど	月～金 9:00～17:00	0120-127-830
		24時間受付	0120-0-78310 (全国統一の教育相談ダイヤル)
子ども専用電話 チャイルドライン	困っていることや、 うれしいことなど何でも	毎日 16:00～21:00	0120-99-7777

札幌市子どもの権利救済機関 子どもアシストセンター

学校のこと、家庭のこと、友だちや自分のことなどで、「いやだな」「どうしたらいいのかな」と困ったこと、相談してみませんか。

たとえば・・・

先生にうまく
伝えられない・・・

みんなの気持ちをきいて、
どうしたらよいか、
いっしょに考えるよ!

友だちとうまく
いっていない・・・

家の人がかかって
くれない・・・



ハッピー

相談してみよう!

相談できる
時間

月曜日～金曜日 午前10:00～午後8:00
土曜日 午前10:00～午後4:00

●日曜日・祝日・年末年始はお休みです。
●LINEでの相談受付は終了30分前までです。

電話する



みんなのなやみ
☎ 0120-66-3783
(子ども専用 通話料無料)

つながらないとき・大人の方は
011-211-3783

LINEする



こちらを読み取って
友だち登録してね!

メールする



assist@city.sapporo.jp



こちらを読み取ると
簡単にアクセス
できるよ!

会って話す



札幌市中央区南1条東1丁目
大通バスセンタービル1号館6階

ひみつはかならず
守るよ!



ホームページURL

なまえを言いたくないときは
言わなくてもいいんだよ。

好きな方法で相談してね!



まとめ

1 子どもの権利

子どもの権利は、みなさんが、毎日を生き生きとすごし、自分らしく伸び伸びと成長し、発達していくため、大切なものです。

札幌市では、「子どもの権利条例」というきまりをつくり、子どもにとって大切な21の権利を、大きく次の4つの権利に分類しています。

安心して生きる権利

- ◎いじめられたり、差別されたりしない
- ◎愛情をもってはぐくまれる

自分らしく生きる権利

- ◎それぞれの性格や考え方など、その人らしさが大切にされる

豊かに育つ権利

- ◎学び、遊び、休む
- ◎夢に向かってチャレンジする

参加する権利

- ◎自分に関係することに意見を言う
- ◎伝えた意見が大切にされる

2 子どもの権利が守られるために

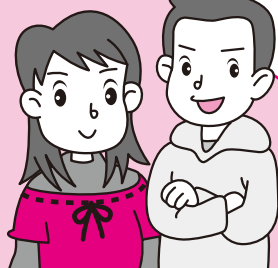
子どもの権利は、すべての子どもに当たり前にある大切なものです。しかし、権利があるだけでは、幸せを実現することはできません。

子どもが自分の権利に基づいて行動し、大人がそれを大切にすること、家庭や学校、地域など毎日の生活の中で実行することによって実現できるのです。

お互いの権利を大切に^{たが}して、すべての人が幸せに生きることができる社会をつくるために、子どもも大人も一緒に考え行動していきましょう。

3 困ったときは相談しよう

学校のこと、家庭のこと、友だちのことなど、困ったときは、一人で悩^{なや}まないで、身近な人に相談しましょう。



子どもの権利って、とても大事だし、どれも当たり前のことだね。自分の権利も、ほかの人の権利も大切にしていきたいな。

大切にしよう！
子どもの権利



3ページの答え ①ーイ ②ーア ③ーウ ④ーエ

令和5年8月発行

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3階

電話 011-211-2942 ファクス 011-211-2943

Eメール kodomo.kenri@city.sapporo.jp

ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kenri/index.html>

編集協力 札幌市教育委員会

SAPP
RO

